

新見市教育委員会 2月定例会 会議録 【 公 開 用 】

1 日 時 令和5年2月15日(水) 午後3時30分から

2 場 所 新見市役所南庁舎 3階会議室3A

3 出席委員の職・氏名

教 育 長	正 村 政 則
職務代理者	松 井 健 一
委 員	溝 尾 妙 子
委 員	長 谷 川 綾
委 員	三 上 ゆ み

4 欠席委員の職・氏名 なし

5 説明のため出席した者の職・氏名

教育部長	小 林 保
教育総務課長	田 中 隆 博
学校教育課長	黒 川 一 豊 海
生涯学習課長	木 下 正 雄
教育総務課庶務係長	真 壁 恒 子

6 記 録

午後3時30分 着 席

(令和5年2月15日(水) 午後3時30分から午後5時13分)

## 1 開 会

## 2 教育長あいさつ

## 3 前会会議録の承認

田中課長 (新見市教育委員会1月定例会会議録により、前会会議録の承認、議案3件、協議・報告1件等について説明を行う。)

正村教育長 前会会議録は承認と決し、次に教育長報告に移ります。

## 4 教育長報告

正村教育長 (前会の教育委員会以降の主な行事、会議等について報告を行う。)

それでは、事務局報告をお願いします。

## 5 事務局報告

各事務局員 (教育部長、生涯学習課長、学校教育課長、教育総務課長の順に報告を行う。)

正村教育長 それでは、「6 議事」に移ります。

「議第4号」の説明をお願いします。

## 6 議 事

### 議第4号 指定学校変更申請の承認について

黒川課長 議第4号 指定学校変更申請の承認について説明させていただきます。資料をご覧ください。今回は延べ16件の申請があり、うち10件が就学前の年長児、5件が小学校6年児で、いずれも小学校や中学校への進学タイミングでの申請となります。申請理由につきましては、このあと時間をとってご覧いただきますが、年長児の場合は家庭的事情によるものが多く、両親共働きで下校後の受け皿が無いことがあげられ、小6の場合は教育的事情によるものが多く、希望する部活動が無いことや幼少期からの友人関係を継続させたいことなどがあげられております。なお、No14とNo15の方につきましては、前会の定例会後に申請がなされ、本日の審議結果を待つことなく、処理させていただいておりますことをお知りおきいただいた上で、ご審議のほど、お願いいたします。以上です。

正村教育長 少し時間を取りますので、見ていただいて、また後でご質疑をと思います。

正村教育長 委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

長谷川委員	年長のお子さんで変更を希望されているご家庭は、入学説明会は変更希望校で受けるのでしょうか。
黒川課長	正確には把握できておりませんが、行くと決めているところで受けていると思われます。
長谷川委員	わかりました。
正村教育長	外にありますでしょうか。
溝尾委員	N o 5の方ですが、変更校の方が近いということですが、この地区に住んでいる方は、大体皆さん、その小学校へ行かれていますでしょうか。
正村教育長	私が校長をしている間にはありませんでした。廃校となった小学校が1番近かったと思いますが、その頃でもあまり無かったような気がします。
小林部長	おそらくこの後の流れを考えてのことだろうと思います。中学校区が変更後の中学校になるので、変更後の小学校から変更後の中学校へということがあるようです。
溝尾委員	わかりました。
松井職務代理者	指定の小学校の一部が別の中学校へ通うようになるのですか。
小林部長	指定校変更を中学校のときに再度しようと思っっているんだらうと思われます。
松井職務代理者	わかりました。
長谷川委員	その場合は、通学班が無いので保護者が送るのでしょうか。
小林部長	そう思われます。
正村教育長	外にありますでしょうか。
松井職務代理者	すごく小規模化している学校から、例えば別の小学校への希望変更というのがありますが、そのために入学生がいなくなるというような学校が生じたりはしていないですか。

黒川課長 来年度についてはありませんが、指定の中学校から、部活動が無いからという理由で別の中学校に進学するので、予定していた生徒が少なくなるということは聞いております。

正村教育長 外にありますでしょうか。

各委員 (無しの声)

正村教育長 無いようですので、議第4号は承認とします。  
次に、「議第5号」の説明をお願いします。

議第5号 新見市放課後児童健全育成事業費補助金取扱要領の一部を改正する要領について

黒川課長 議第5号 新見市放課後児童健全育成事業費補助金取扱要領の一部を改正する要領について説明させていただきます。資料をご覧ください。これは、12月市議会定例会で新見市職員給与条例等の一部を改正する条例が可決され、それに伴い、市の会計年度任用職員の報酬が改正されるものであります。市の会計年度任用職員の報酬単価を準用する放課後児童クラブ支援員及び補助員の1時間当たりの賃金単価を10円ずつ値上げし、支援員は1時間当たり1,050円、補助員は1時間当たり910円となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

正村教育長 委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

各委員 (無しの声)

正村教育長 無いようですので、議第5号は承認とします。  
次に、「議第6号」の説明をお願いします。

議第6号 児童生徒の生活習慣と健康等に関する実践調査研究検討委員会要綱の廃止について

黒川課長 議第6号 児童生徒の生活習慣と健康等に関する実践調査研究検討委員会要綱の廃止について説明させていただきます。資料をご覧ください。これは、平成19年に県の指定を受け、神郷地区をモデル地区とした、児童生徒の食生活をはじめとする生活習慣や健康に関する指導及び実践的な調査研究をおこないましたが、指定の期間がすでに終了しているため、このほど検討委員会要綱を廃止するものであります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

正村教育長 今まで何回くらいおこなったかわかりますか。

黒川課長 担当者の記憶にも無いぐらいで、このまま要綱だけが残った状態になっていたようです。

正村教育長 活動も無かったということですね。ですから、ここで廃止したいという考えですね。

黒川課長 はい。

正村教育長 委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

松井職務代理者 これが県の指定を受けていて、それが切れているという事情を全然知りませんでしたから、このレジュメを見た時に、むしろ今からの時期、児童生徒の生活習慣の健康等に関する実践調査研究検討委員会、検討したり研究したりすることは、必要なことなのではないかと感じたんです。本市の児童生徒は、都会の生徒並みとかむしろそれ以上に、ゲーム漬けといったような実態が報告されていましたよね。そういう意味では、児童生徒の家庭での生活習慣、あるいは学習習慣づくりに向けて、実際に各校がどのように取り組んでいくか、あるいは地域の実態はどうなのかということを経験しながら検討していくということは、これから非常に重要だと思います。そういうことに関する、これに代わって、現在何かおこなっている委員会のようなものがあるんですか。

黒川課長 教育研修所の養護部会が、むし歯の有病率をまとめたり、それぞれの成長の度合いなどを調べたりというようなところで話し合われてはいると思うんですが、この専門委員、有識者などを入れての会議にはなっていないということが実態となっています。

松井職務代理者 今後もそういったような機能を何らかの形で強化していく、保護者の代表、あるいは小学校中学校の先生方の代表、それから、先ほど言われたような有識者の方々も含めて、本市の児童生徒の生活習慣づくりをどのように進めていくのかということについては、力を注いでいくという取り組みが必要なのではないかと感じました。

正村教育長 市として実態を把握できるものがあるかどうか、無いとなればそういうものを調べて、取り組んでいかなければいけないというご意見をいただいているので、どのようにしていくか方針をお示ししたほうがいいのではないかと思います。次会、わかるところまでとりあえず出して、それからまたご意見を聞きながら、必要であれば本当にしていけばいいと思います。確かにゲームばかりして、健康面などいろんなところで影響が出ているのではないかとされているんですが、何か今のことについてご意見がありますでしょうか。

長谷川委員 私も松井職務代理者と同じ意見で、すごく重要なことだと思うので

すが、このときの研究の結果とか、発表したり生み出されたこととか、何か残っているんですか。

黒川課長

指定を受けているものですから、報告をしているはずですが。資料を探し当てることができれば、お示ししたいと思います。

長谷川委員

重要なことだとは思いますが、より重要になってきたからこそ、有識者を集めて検討委員会を年に何回かだけするというよりは、今は保護者レベルで、保健委員会などで毎回毎回そういう生活習慣について話し合うというような方向になってきたから、廃止という背景があるのかと思いました。

正村教育長

16年前なので経緯などがわかれば、お示ししたいと思います。外にありますでしょうか。

三上委員

健康を守るということで、今、国がすごくヤングケアラーのことをいっていますが、ケアラーについての調査をなさいと、たぶん県に下りて、市町村に下りてくると思うんですけど、新見市はどのように考えておられますか。実態把握はどこの部署でしょうか。

小林部長

実態把握は福祉課ですが、果たして私どもと連携ができていないかというところではないかと思っています。

正村教育長

また福祉課へ尋ねて、新見市はこうしているなどお答えできることがあればお伝えしたいと思います。

小林部長

学校で、家庭訪問をしていただく意味の中には、こういった家庭の環境を確認していただくということがあるので、学校は把握している情報なのかもしれませんが、全体で共有はできていません。

正村教育長

外にありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、議第6号は承認とします。  
次に、「議第7号」の説明をお願いします。

議第7号 新見市幼児教育推進センター事業実施要綱の廃止について

黒川課長

議第7号 新見市幼児教育推進センター事業実施要綱の廃止について説明させていただきます。資料をご覧ください。これは、就学前教育の質の向上を図るために、教育委員会学校教育課内に新見市幼児教育推進センターを設置しておりますが、事業主体が福祉部子育て支援課に移管されたことにより、本事業が終了するため、要綱を廃止させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

松井職務代理人

まず1つは、このことと次の議第8号に出てくる保育・教育カリキュラム策定委員会設置要綱等とは何らかの関係があるのでしょうか。もしそうなら、第8号で言った方がいいのかもしれませんが、幼児期の教育から学校教育へつないでいくあたりのカリキュラム策定というのが新見市の教育の基本的な方針の中に掲げられていて、幼児教育から、保幼こ小中高大まで一貫した教育を進めていくというのは、新見市の教育の場での他市に誇れるいい点として出してきたような経緯があると記憶をしています。確かに事業主体が移行されたらと、教育委員会関係から子育て支援課に移行になったというのはわかるんですけど、これまでの経緯を考えたら、いわゆる縦割りではなく、そこと連携して幼児教育と学校教育をつないでいく、そのあたりをどのようにより円滑に進めていくのかということを経験したスタートカリキュラムなどの検証を踏まえて、それを改定していく必要があるなら改定していかねばならないだろうし、それから実践面でもっと強化していく面があるとすればそういうところを打ち出していかねばならないだろうという感じを持っています。ですので、幼児教育推進センター事業実施要綱が廃止されるのは、事業主体が他課へ移管されたということも含めて行政上はしょうがないことなのかもしれませんが、そうすると今度はそれに代わるような何か方針を示して欲しいと思います。それはすぐに返事をいただくということではなくて、令和5年度の取り組みの基本方針が今後出てきますよね。そういうところでも示していただけたらという、これは要望です。

正村教育長

子育て支援課とは、そういうあたりは何か話ができているのでしょうか。

黒川課長

次の議第8号の保育教育カリキュラムの要綱の廃止につきましても同じように、担当課が移管するというところで挙げさせていただいております。松井職務代理人がおっしゃるとおり、就学前から小学校入学に際してのアプローチカリキュラムであるとか、スタートカリキュラムであるとかいうものの、これまでおこなってきております就学前の研修会には引き続き学校教育課の担当者も、小学校に入学してからの姿をお伝えするとか、いろいろ課題等もお伝えしたり、小学校で受け入れなければいけないことも含めて情報交換する会議に参加するようにしておりますので、連携が途絶えるということではないと思っております。また、保育教育カリキュラムは、次期、幼稚園指導要領や保育指針の改定が令和10年度になりますので、令和9年度には、就学前の先生方と小学校の先生方が一緒に、どのような保育教育カリ

キュラムがふさわしいのかということ、今度は子育て支援課がイニシアチブを取りながら進めていくということになるかと思えます。このことは、子育て支援課と話ができています。

松井職務代理者

わかりました。

正村教育長

松井職務代理者が言われたことは大切な部分なので、実際こうやって行政的には無くなっていくものもあるけれど、形は移行していくけれど、連携をしっかりとっていくというところは、毎年、子育て支援課と確認をして、今のような会合を持つというあたりは、具体的にいつ頃というのが出てきたら、お知らせをしたほうが良いと思います。それでは、議第7号につきまして、外にありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、議第7号は承認とします。関連がありますが、次に、「議第8号」の説明をお願いします。

議第8号 新見市保育・教育カリキュラム策定委員会設置要綱の廃止について  
黒川課長

先ほどの説明と重複してもよろしいでしょうか。

正村教育長

先ほどと同じで、移行したので廃止させていただくということですが、議第8号につきまして、委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、議第8号は承認とします。次に、「議第9号」の説明をお願いします。

議第9号 新見市立学校職員服務規程の一部を改正する規程について  
黒川課長

議第9号 新見市立学校職員服務規程の一部を改正する規程について説明させていただきます。資料をご覧ください。これは、地方公務員法の一部改正に伴い、新見市立学校職員服務規程の一部改正するものです。内容につきましては、地方公務員の定年引上げに伴い、従来の再任用制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制が導入されたため、定年前短時間勤務で採用された職員も新見市立学校職員服務規程第31条に適用されるものです。ご審議のほど、よろしくお願いたします。



正村教育長	委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。
三上委員	70歳までの延長に伴って何が変わったんですか。
小林部長	職員の身分を規定する元法の位置付けが変わっただけです。以前は、28条の規定の職員でした。ところが、今度は短時間勤務ができる会計年度任用職員、そういう位置付けの職員にしますよという、法律上の位置付けが変わっただけです。
三上委員	わかりました。
正村教育長	外にありますでしょうか。
各委員	(無しの声)
正村教育長	無いようですので、議第9号は承認とします。 次に、「議第10号」の説明をお願いします。

議第10号 新見市きらめき広場・哲西条例の一部を改正する条例について

木下課長	<p>議第10号 新見市きらめき広場・哲西条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。資料をご覧ください。これは本市の今後の図書施設のあり方について、新見市図書施設検討委員会からの答申を基に、来年度、市内図書施設のサービスの平準化や将来にわたって安定的な図書サービスができる体制を整えるために、哲西図書館を指定管理者による委託業務から市直営管理をすることとしております。これに伴い、哲西図書館でおこなっていた図書サービス機能を哲西生涯学習センターへ移行することとしたために、哲西図書館の表記などを削り、こういった所要の改正をおこなうものです。資料は1ページから5ページとなりますけれども、新旧対照表でご説明させていただきます。このきらめき広場・哲西条例の中に、施設の名称がありますけれども、3ページの1番上に、新見市立哲西図書館と施設を設定しています。ここの哲西図書館の名称を削るものですが、2ページの最初に戻りまして、まず目次の第5章新見市立哲西図書館、これを削除いたします。それから、第1条の下線の部分の下から4行目、図書、記録その他必要な資料を収集し、保存して市民の利用に供しその教養、調査、研究、レクリエーション等に資するため新見市立哲西図書館（以下「図書館」という。）、こちらの図書館の名称を削除し、先ほど前段述べております、図書、記録その他必要な資料以降を、改正案で見てくださいと、哲西生涯学習センターの地域住</p>
------	---

民の学習の推進及び以降にその機能を追加しております。それから、3ページの第25条から5ページの第35条までが哲西図書館の章ですので、これらをすべて削除するという改正です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

田中課長

すみません、訂正させていただきます。議第10号の議案の日付が「令和4年」となっております。「令和5年」に訂正をお願いします。

正村教育長

哲西図書館を公民館の中の1つのコーナー、そういった位置付けにするために改正する、簡単に言うとそういうことで間違いはないですか。

木下課長

はい、そのとおりです。

正村教育長

これで、旧4町すべて公民館の中にある図書コーナーという位置付けになるということでご理解をいただけたらと思います。  
委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

松井職務代理者

中央図書館以外にある図書館について、これまで哲西図書館だけが指定管理になっていて、そこところは、過去からの経緯があるんだろうと思いますけれども、それが同じような形になるということについては了解をしました。しかし、これまでの経緯があったにせよ、先ほど教育長が言われたように、哲西図書館は、大佐、神郷、哲多にそれぞれある分館に比べると非常に規模も大きいし、それから図書も充実していると私は認識しているんです。中央図書館に無いような、入っていないような本を、哲西の司書の方がそれぞれの目利きで入れておられて、私はいい本がそろっていると思うんですけれども、その機能が低下したのでは困るなと思います。行政上の扱いが平準化されたために、その図書館の機能が低下してしまったというんでは、本末転倒かなという感じがします。この条例改正の話とはまた別のレベルの話だろうとは思いますが、哲西図書館の運用に関して、これまでのような予算なり、あるいは司書等の職員配置なりというようなことをできれば継続していただいて、新見の中に、中央図書館だけ1つ大きいのがあって、あとはどれも小さいというのではなく、もう1つぐらい拠点となるようなものがあって、両方で切磋琢磨しながら、図書館機能を高めていくというという形になるのが、いいのではないかと思いますので、運用面で工夫していただけたらと思います。

正村教育長

ありがとうございます。

小林部長

松井職務代理者が言われたことですが、現在の状況を維持していくためには、やはり人材を確保していかなければならないんですが、片や直営、片や指定管理者ということになると、人事の交流ができないので、例えば中央図書館で育った司書を哲西図書館に送ろうにも送れなかったわけです。そのあたりの不合理的を解消することによって、中央図書館でいくらか研修をさせて、それぞれの図書コーナーへ配置をしていく、そういう人事管理ができます。それから、図書館が、地域の学校に出向いて、いろんな読み聞かせのような活動をしています。哲西以外は今までしていたんですが、哲西は指定管理者なので、それができなかった、うちの事業ではないということで断られて、結局、中央図書館が哲西の学校まで出かけていくというような不合理的があったので、そのあたりを解消する中で、今回のような形を取ったということです。質が落ちないようにするというのは、当然だろうと思っています。ただ、図書購入費を現状と同じように確保できるかということ、難しいところがあります。一方では、ここには出ませんが、来年度の予算の中で、哲多の図書コーナーが余りにも小さいので、あそこの建物改修と蔵書の増加を図ろうということにしていますので、全体的なレベルを少しずつ上げていくということで考えております。

正村教育長

哲西の職員数は変えないんですね。

小林部長

はい。

正村教育長

外にありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、議第10号は承認とします。  
次に、「議第11号」の説明をお願いします。

議第11号 新見市立幼稚園条例を廃止する条例について

田中課長

議第11号 新見市立幼稚園条例を廃止する条例について説明させていただきます。現在、幼稚園として名称が残っているものにつきましては、本郷幼稚園1園のみでございました。哲多認定こども園が完成しつつあり、本年4月から開園することに伴い、本郷幼稚園は3月末をもって廃止となります。このことを受けて、新見市内の幼稚園がすべて無くなることとなります。このため、新見市立幼稚園条例及び関係の新見市立幼稚園保育料徴収条例の廃止をおこなうものです。なお、本郷幼稚園については、ここ数年在園児はいない状況です。以上です。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、議第11号は承認とします。  
次に、「議第12号」の説明をお願いします。

議第12号 新見市教育研修所規則等の一部を改正する規則について

田中課長

議第12号 新見市教育研修所規則等の一部を改正する規則についてです。この12号から14号までにつきましては、幼稚園が廃止となりますので、それに伴う文言の整理などということで挙げさせていただいております。それでは説明させていただきます。12号につきましては、幼稚園条例の廃止に伴って関係する規則を整備するため一部改正するものです。内容につきましては、幼稚園という関係する文言の削除及びその他現状に合わせた改正となっております。なお、様式につきましては、押印廃止に伴う改正も合わせて様式改正をしております。資料1ページをご覧ください。こういった規則が変わるかということで読み上げます。1条は新見市教育研修所規則の一部改正、2条は学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正、3条は新見市教育委員会職員職名規則の一部改正、4条は新見市立学校管理規則の一部改正、5条は新見市立学校施設使用規則の一部改正、6条は新見市学校災害補償規則の一部改正、7条は新見市神郷生涯学習センター条例施行規則の一部改正、8条は新見市哲西生涯学習センター規則の一部改正、9条は新見市招致外国青年任用規則の一部改正、10条は新見市市費負担外国指導助手の任用等に関する規則の一部改正です。資料の4ページから11ページまでが様式の変更です。幼稚園、園、園長という文言を削除し、それから、押印の箇所を削除したものです。12ページ以降が新旧対照表です。12ページにつきましても、アンダーラインを引いておりますが、幼稚園、それに関する部会等々を整理しています。14ページですが、関係する幼稚園等につきまして整理をしたところですが、15ページにつきましては、実施機関を教育委員会に改めたものです。16ページでは、園長という文言を削除しています。17ページでは、幼児、幼稚園、それから第3条では幼稚園の関係のところを削除しています。18ページ、19ページも同様の削除です。21ページにつきましても、学校園を学校ということで、園を削除しております。23ページも幼稚園を削除しております。24ページ、25ページ、26ページにつきましても幼稚園を削除しております。大変ボリュームがありますけれども、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

正村教育長 委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

長谷川委員 認定こども園も削られているんですけども、認定こども園は別の規則が作られるのでしょうか。

黒川課長 教育研修所規則では、幼稚園と認定こども園の3歳以上が該当となるんですけども、3歳以上に関する幼稚園が無くなるということで、認定こども園は所管が子育て支援課ですので、子育て支援課の管轄のもとでこの研修をしていただくということになります。それに伴って、幼稚園及び認定こども園を研修所規則から削除しております。

長谷川委員 例えば、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則のところも削除されているんですけども、認定こども園の学校医などの公務災害補償は別の規則があるのでしょうか。

黒川課長 子育て支援課で、別にあります。

小林部長 今回、議会に条例を出しているんですが、これの親法です、親法には、認定こども園が入っています。認定こども園と学校の学校医、学校歯科医等ということになっていて、条例を施行する段階、規則の段階になって2つに分かれるということです。

長谷川委員 わかりました。

正村教育長 外にありますでしょうか。

各委員 (無しの声)

正村教育長 無いようですので、議第12号は承認とします。次に、「議第13号」の説明をお願いします。

議第13号 新見市教育懇談会設置要綱等の一部を改正する要綱について

田中課長 議第13号 新見市教育懇談会設置要綱等の一部を改正する要綱について説明させていただきます。これも同じく、幼稚園条例の廃止に伴い、関係する要綱を整備するため、改正をおこなうものです。資料1ページをご覧ください。1条は新見市教育懇談会設置要綱の一部改正、2条は新見市立小中学校統廃合に伴う制服等支給要綱の一部改正、3条は新見市教育相談室設置要綱の一部改正、4条は新見市特別支援教育推進センター設置要綱の一部改正です。2ページ以降に新旧

対照表がありますが、先ほどと同様、幼稚園という文言を整理しております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

正村教育長

委員の皆様から何かご質問がありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、議第13号は承認とします。  
次に、「議第14号」の説明をお願いします。

議第14号 新見市教育委員会事務局事務決裁規程等の一部を改正する規程について  
田中課長

議第14号 新見市教育委員会事務局事務決裁規程等の一部を改正する規程について説明させていただきます。これも同じく、幼稚園条例の廃止に伴い、関係する規程を整備するため、改正をおこなうものです。主な改正内容としましては、幼稚園に関する文言の削除及びその他現状に合わせての改正をおこなっています。なお、様式については、押印廃止に係る改正も合わせておこなっているところです。資料1ページをご覧ください。1条は新見市教育委員会事務局事務決裁規程の一部改正、2条は新見市教育委員会に勤務する技能労務に従事する職員の服務規程の一部改正、3条は新見市立学校職員服務規程の一部改正です。2ページから様式の改正をおこなっています。23ページでは、幼稚園、幼児、入園という表記を削除しております。24ページでは、幼稚園等の削除をしております。25ページにつきましても、園長という文言を削除しております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

正村教育長

委員の皆様から何かご質問がありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、議第14号は承認とします。  
次に、「報第1号」の説明をお願いします。

報第1号 新見美術館美術品購入について

木下課長

報第1号 新見美術館美術品購入について説明させていただきます。本市のさらなる文化芸術の振興を図るために、今年度、美術作品を購入することとしております。購入にあたっては、昨年12月22日に開催された新見市美術品選定委員会でご審議いただいた結果を基に、田淵俊夫画伯の1点、國司華子画伯の2点、合計3点の購入を

決定したところです。本市は、新見文化交流館の大ホールに、故平山郁夫画伯の作品「絲綢之路天空」をモチーフにした緞帳を作成し、また、新見美術館においては、これまで3度の平山郁夫展を開催しております。その縁もあって親交も始まり、平成16年から毎年開催している絵画教室に平山画伯の出身である東京藝術大学から講師として2人にお越しいただいているところです。田淵俊夫画伯、國司華子画伯は、共に平山画伯の近現代の日本画の流れをくむ画家であり、本市も平山画伯の系譜につながる日本画の収集をすることを基本理念としており、過去にも新見美術館に購入し、収蔵しているところです。このたびの作品購入で、美術品及び美術に関する資料が充実し、新見美術館収蔵の日本画をさらに充実させることにより、本市のさらなる文化芸術の振興を図ってまいりたいと考えております。なお、今後の予定といたしまして、今月中に契約等の購入手続きを済ませ、来月中には購入を完了する見込みです。資料の1ページが、田淵俊夫画伯の「明日香心象好日」、2ページが、國司華子画伯の2作品です。以上でございます。

正村教育長

委員の皆様から何かご質問がありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、以上で議事を終了します。

7 閉 会

正村教育長

2月定例教育委員会をこれで閉会します。  
長時間ありがとうございました。

(閉会時刻)

(午後5時13分)